

特別簡易型 I 型 A

入札説明書 (別紙-1)

工事名：令和 8 年度 第高専 6 号
滋賀県立高等専門学校新築機械設備工事(第 2 工区)

〈重要〉

当工事は、入札参加者の自己申告による技術評価点と入札価格から算出する評価値により落札候補者となる者に対して技術提案書の内容を審査する「事後審査」となります。

開札後に技術提案書の審査を行うため、落札決定まで時間を要することをご了承ください。

また、審査において様式や添付書類について不備等があり、自己申告された技術評価点が過大と判断された場合、入札は「無効」となりますので、そのことを十分にご理解の上、入札参加いただきますようお願いいたします。

◎留意事項

- ・ 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書(別紙-1)ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- ・ 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県立大学ウェブサイト(https://www.usp.ac.jp/info2/post_129.html)「公立大学法人滋賀県立大学建設工事における総合評価方式の運用ガイドライン(P9)」を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）特別簡易型 I 型 A

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

※ 企業の地域性・社会性における加算点には最大加算点を採用している。

特別簡易型 I 型 A				
評価の視点	評価項目	配点	加算点	提出様式
企業の施工能力	企業の実績	2.0	5.0	5-1
	主観点数（工事成績等）	3.0		5-2
技術者等の能力	配置予定技術者等 CPD	1.0	3.0	6-1
	配置予定技術者等の実績	1.0		6-2
	技能者の資格	1.0		6-4
企業の地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0.5	※ 最大加算点 4.5	7-3
	県内企業の下請活用	2.0		7-7
	現場見学会の開催	1.0		7-8
	若手・女性技術者の配置	1.0		7-10
	建設キャリアアップシステムの利用	0.5		7-12
計			12.5点	

◎特別簡易型 I 型 A は入札参加者において自身の技術評価点を自己申告していただきます。

提出様式には、単体参加用と共同企業体参加用がありますのでご注意ください。

（単体用：「様式 単〇-〇」、共同企業体用：「様式 共〇-〇」）

《用語の定義》

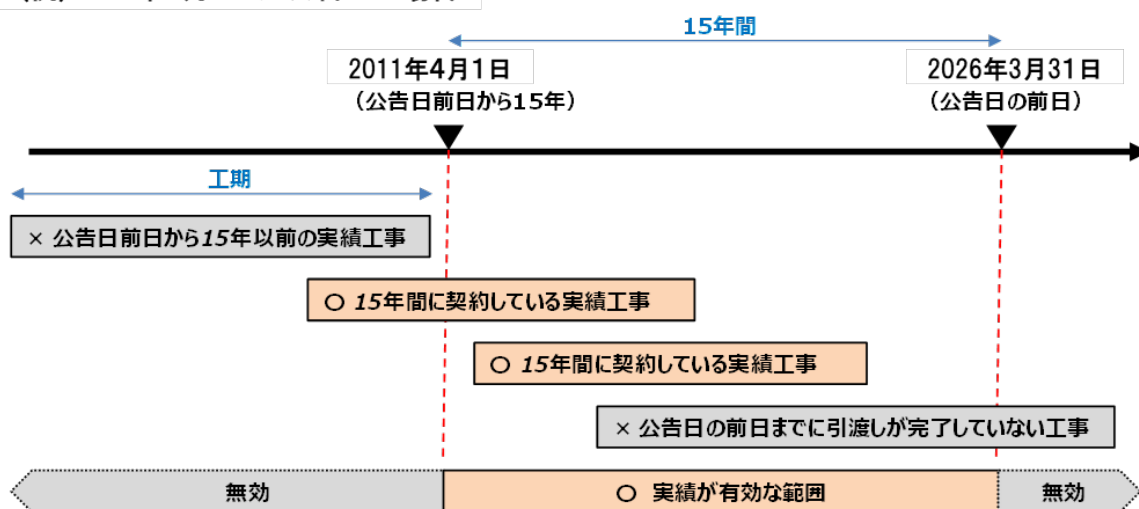
用語	該当する技術者
配置予定技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者

※ 上記技術者に監理技術者補佐は含まない

(1) 企業の実績【2.0点】

単体または共同企業体にあつては代表構成員が、入札公告日の前日から起算して15年間にその企業が契約した実績工事の「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。実績工事は公告日の前日までに引渡し完了したものとし、共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）として施工した実績も認めることとする。

(例)2026年4月1日が公告日の場合



ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※1）が発注した工事（工事成績評定通知対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合は、「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容が確認できるものに限る。

また、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）および実績工事の「工事成績評定通知の写し」の提出を求める。

「企業の実績」として求める 実績工事	「公共建築物（住宅は除く。）または学校教育法で定める学校」の新築、増築、改築のいずれかで延べ面積 1,500 m ² 以上（建築物 1 棟における延べとし、増築、改築にあつては、増築、改築部分とする。）での機械設備工事の実績
-----------------------	---

区 分（企業の施工実績における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」	0.5
	工事成績評定「75点以上、80点未満」	1.0
	工事成績評定「80点以上、85点未満」	1.5
	工事成績評定「85点以上」	2.0

- (※1) ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
 - ・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - ・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
- ※ 上記地方機関を含む。
- ※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。
- ※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。
- (※2) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの（設計図書であれば、仮設配置図、全体工程表等）

加算点に有効な提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「施工実績 あり」の場合は、CORINS 登録データ（CORINS の補足資料） ➤ 工事成績評定による評価点の加算を申請する場合は、工事成績評定通知書（写）

(2) 主観点数(工事成績等)【3.0点】

単体または共同企業体にあつては代表構成員の、令和8年度建設工事等入札参加有資格者名簿にもとづく該当業種の主観点数に応じ下表の区分による評価点を加算点として与える。

評価対象は、該当業種の主観点数の合計から「除雪作業等の受託実績」を除いた点とする。

県より通知している令和8年4月1日付け滋監第326号「令和08年度競争入札参加資格審査結果について(通知)」により主観点数の内訳を確認する。

区分(該当業種の主観点数(「除雪作業等の受託実績」を除く))	評価点
110点未満	0
110点以上 130点未満	0.5
130点以上 150点未満	1.0
150点以上 170点未満	1.5
170点以上 190点未満	2.0
190点以上 210点未満	2.5
210点以上	3.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし (自己申告表への記入のみ)

(3) 配置予定技術者等CPD【1.0点】

単体または共同企業体にあつては代表構成員の、配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができることとするが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」、「(4) 配置予定技術者等の実績」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

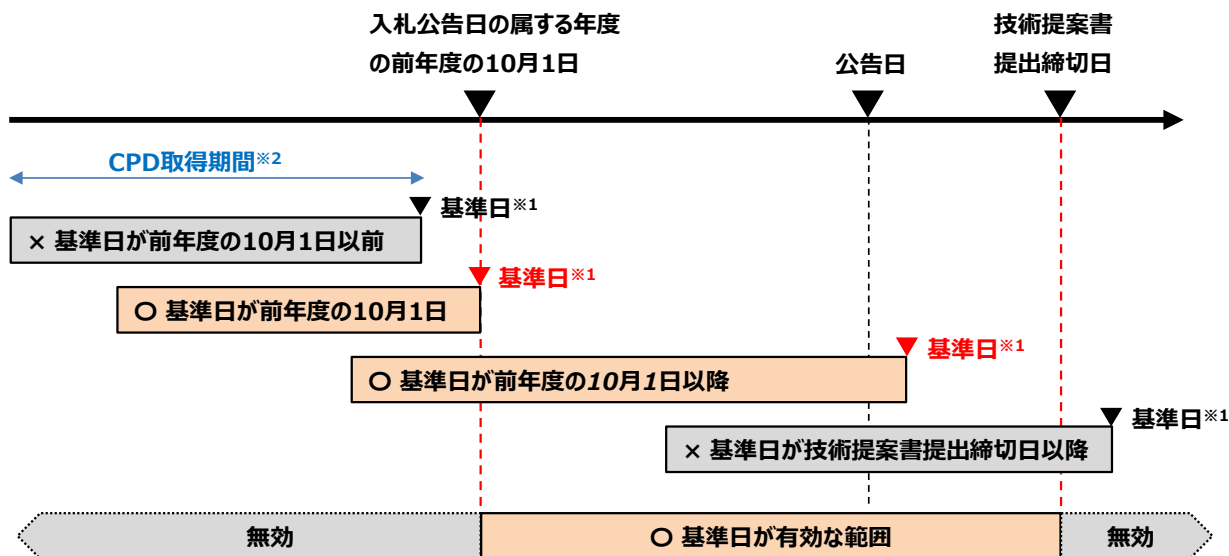
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区分（配置予定技術者等CPDの単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評価対象	評価点
建築CPD運営会議加入団体	必要な水準	6単位/年 1.0点

※CPD：Continuing Professional Developmentの略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

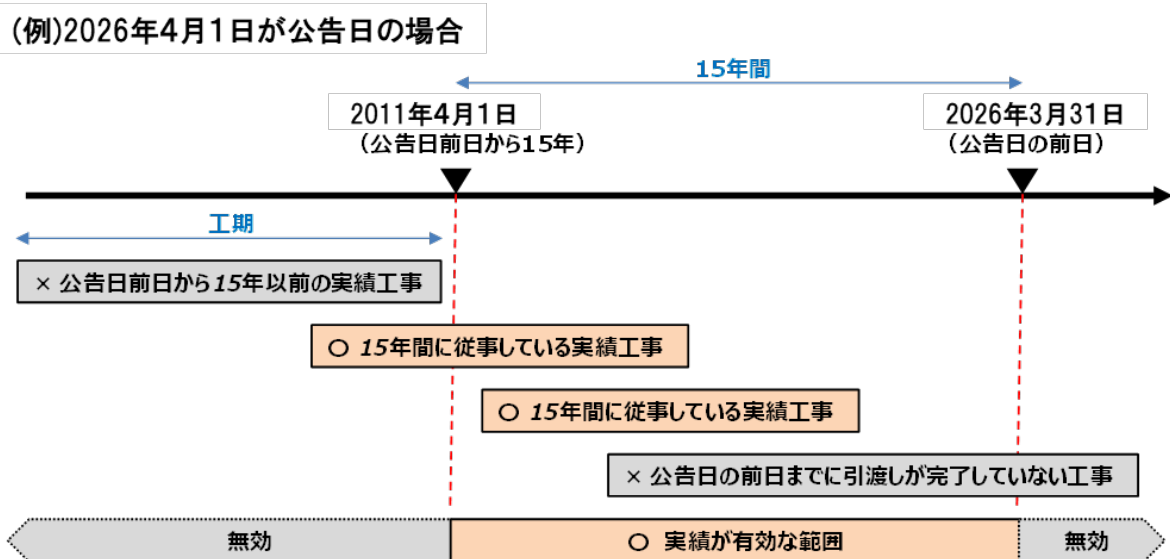
※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類

- 発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料
- 各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(4) 配置予定技術者等の実績【1.0点】

単体または共同企業体にあつては代表構成員が、入札公告日の前日から起算して15年間に、当該工事の配置予定技術者等がその実績工事に監理技術者、主任技術者または現場代理人(※1)として従事した「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。実績工事は公告日の前日までに引渡しが完了したものとし、共同企業体の構成員(代表構成員に限らない)として施工した実績も認めることとする。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。



現場代理人(※1)として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格(主任技術者は不可)を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

実績を申請する技術者の配置予定役職を現場代理人(監理技術者等は別の者)とする場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関(※2)が発注した工事とする。(工事成績評定通知対象工事に限る。)

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」、「(4) 配置予定技術者等の実績」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

実績工事は工事実績情報システム(CORINS)に登録され、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。(途中交代していた場合は不可とする。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。また、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料(※3)および工事成績評定通知書(写)も併せて提出を求める。

なお、配置予定技術者等の申請企業における実績のみを評価の対象とする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績工事

「公共建築物（住宅は除く。）または学校教育法で定める学校」の新築、増築、改築のいずれかで延べ面積 1,500㎡以上（建築物 1 棟における延べとし、増築、改築にあっては、増築、改築部分とする。）での機械設備工事の実績

区 分（配置予定技術者の実績および工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評価「60 点未満」または「なし」	0
	工事成績評価「60 点以上、75 点未満」	0.3
	工事成績評価「75 点以上、80 点未満」	0.5
	工事成績評価「80 点以上、85 点未満」	0.7
	工事成績評価「85 点以上」	1.0

- (※1)実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）
- (※2)・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
 - ・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - ・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
- ※ 上記地方機関を含む。
- ※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。
- ※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。
- (※3)「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの（設計図書であれば、仮設配置図、全体工程表等）

加算点に有効な提出書類

- 「施工実績 あり」の場合は、CORINS 登録データ（CORINS の補足資料）
- 現場代理人として従事した施工実績の場合は、施工実績の工事開始日時点で監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料
- 工事成績評価による加算を申請する場合は、工事成績評価通知書（写）

(5) 技能者の資格【1.0点】

現場で実作業に従事する技能者が「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」の有資格者である場合に、以下の評価点を加算点として与える。なお、評価対象となる技能者は、元請・下請の別は問わないが、その者が当該作業において常駐の上、中心となり作業を行うことを条件とする。

有資格者の従事ありの場合は、契約後、それを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、現場にて技能者の確認を行う。その際に、従事していないことが判明した場合は、評価された加算点に相当する契約金額の減額措置等を検討する。

区 分（指定作業における技能者の資格）	評価点	
有資格者の従事	なし	0
「登録基幹技能者」の有資格者の従事	あり	1.0

なお、評価の対象とする職種（作業）については、下表のとおりとする。
複数設定している場合、いずれかの資格に対して申請があれば、評価点を加点する。

<評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

登録基幹技能者の種類 【登録★★基幹技能者】 注★★には以下の種類がはいる	基幹的な役割を担う建設業の種類
配管	管

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(6) 建災防への加入および活動実績【0.5点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において、単体または共同企業体にあつては代表構成員の建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）への加入の有無、更に加入が「あり」の場合には建災防で実施される活動（※）に対する実績の有無に応じての評価点を加算点として与える。

建災防への加入のみ（実績「なし」）の場合には、建災防が発行する加入証明書（写）の提出を求める。活動実績「あり」の場合には、活動実績を証する書面として、建災防が発行する活動実績証明書（写）の提出（加入証明書（写）の提出は省略可）を求める。

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

（※）「建災防で実施される活動実績」については、建災防への加入がある場合に、

1. 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
2. （滋賀県）建設業安全衛生大会への参加
についての実績を評価の対象とする。

加算点に有効な提出書類
➤ 「建災防での活動実績 なし」の場合、建災防が発行する加入証明書（写）
➤ 「建災防での活動実績 あり」の場合、建災防が発行する活動実績証明書（写）

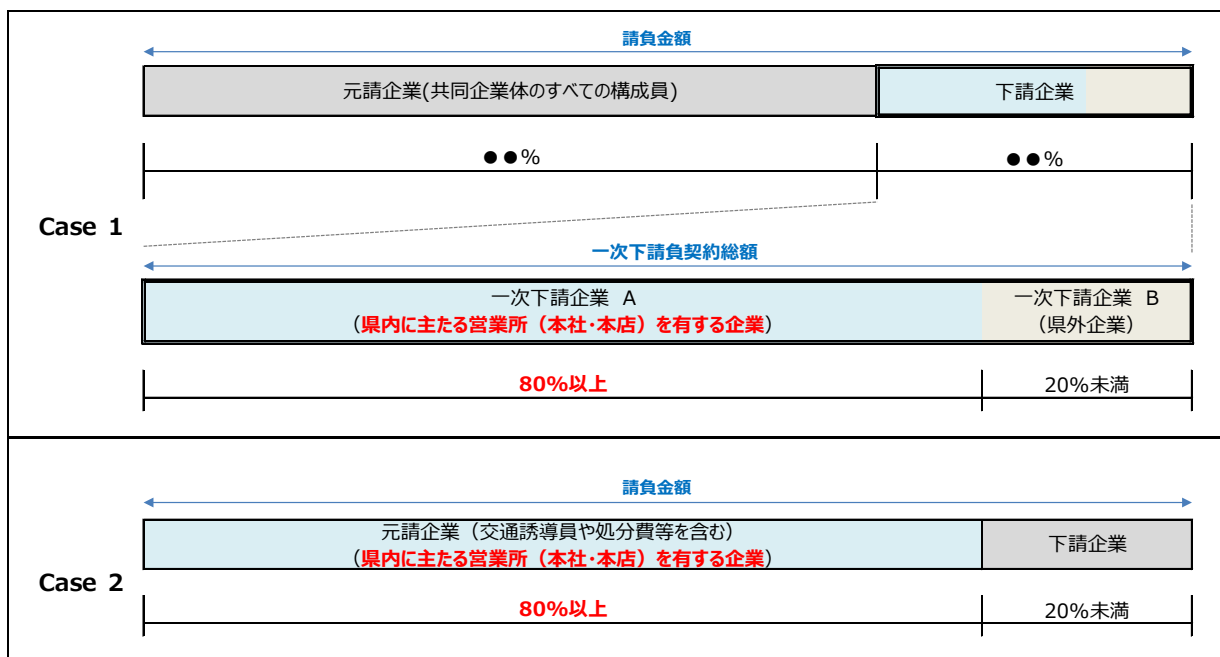
(7) 県内企業の下請活用 【2.0点】

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。具体的には、次の条件を満たす場合に評価する。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業(共同企業体のすべての構成員)が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
 また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、評価された加算点に相当する契約金額の減額措置等を検討する。

区分 (県内企業の下請活用の有無)	評価点
県内企業の下請活用 なし (上記 (条件) の実施)	0
県内企業の下請活用 あり (")	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし (自己申告表への記入のみ)

(8) 現場見学会の開催【1.0点】

当該工事において、現場見学会の開催、また現場見学会の様子を広報・PR活動で発信することを評価する。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）すること。なお、通信状況によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。

履行確認の方法は、契約後、工事着手時に施工計画書に見学会の概要、広報・PR活動内容を記載した上で、監督職員による見学会資料の確認を経て、現場見学会の実施報告を行うこととする。さらに、広報・PR活動に関しては、実施後に活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。

なお、受注者の責任において現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、評価された加算点に相当する契約金額の減額措置等を検討する。

区 分 (現場見学会の開催)		評価点
現場見学会の開催 なし		0
現場見学会の開催 あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし (自己申告表への記入のみ)

(9) 若手・女性技術者の配置【1.0点】

単体または共同企業体にあつては代表構成員が、当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、当該工事の「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」の技術者を配置することを評価する。さらに、申請企業において「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰（（旧）滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰、以下同様）」の受賞歴のある技術者を監理技術者等として配置する場合に下表に示す評価点を加算点として与える。下請人の技術者は評価の対象外とする。

なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「公立大学法人滋賀県立大学建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（3.2.4 技術者等の施工能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

○専任の技術者として配置

専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に専任の技術者の特定は求めないが、着手前には技術者を特定（施工計画書に記載）し、該当技術者であることが確認できる資料の提出を求める。「着手前」とは、実際の現地作業（準備工、事前測量を含む）に着手する前をいう。

また、「専任」とは、常時継続的に当工事のみに従事することをいい、他の工事の兼務は認めない。「専任期間」は、監理技術者等の専任期間と同じとする。

○監理技術者等として配置

監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たす者とし、技術提案書提出時に必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。資料は、「資格証の写し」、「実務経験が確認できる資料」等とし、合格通知書は対象外とする。

監理技術者等が特定できない場合は、複数名申請できることとするが、この場合の当評価項目における評価点は、当評価項目において最も評価点の低い技術者の評価点とする。

当評価項目において配置すると申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、評価された加算点に相当する契約金額の減額措置等を検討する。

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者または女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者または女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者または女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※1）」を監理技術者等として配置する	0.8
「直近 3 か年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※2）」を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」被表彰者の若手技術者もしくは女性技術者で、滋賀県等（※3）が発注し、令和5年度から公告日までに完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。

80点以上の工事に従事していたことを証する書面として以下（ア）および（イ）の資料提出を求める。ただし工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外

とする。

(ア) CORINS の登録内容確認書

(イ) 工事成績評定通知書 (写) および項目別評定点 (写)

※2 直近3ヵ年度 (R6, 7, 8) における「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」の被表彰者かつ、若手技術者もしくは女性技術者。

※3 滋賀県等に該当する発注機関は下記のとおり。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、(旧) 滋賀県土地開発公社、(一社) 滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財) 滋賀県環境事業公社、(公財) 滋賀県文化財保護協会、(公財) びわこ芸術文化財団、(公財) 滋賀県希望が丘文化公園、(公財) 滋賀県スポーツ協会

加算点に有効な提出書類

- 監理技術者等として配置する場合、発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料
 - 受賞歴のある監理技術者等を配置する場合、以下表彰年度に応じた①②③の資料
- (1) 申請者 (被表彰者) の表彰年度が令和6, 7, 8年度 【評価点 1.0】
- ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料
- (2) 申請者 (被表彰者) の表彰年度が令和5年度以前 【評価点 0.8】
- ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料
 - ② 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事のCORINSの登録内容確認書
 - ③ 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事の工事成績評定通知書 (写) および項目別評定点 (写)

(10) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、評価された加算点に相当する契約金額の減額措置等を検討する。

区分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

●履行確認方法については、以下のとおり。

- (1) 技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」の提出による。
- (2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
- (3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」および「技術提案加算点」を記入し、監督職員へ提出することとする。
- (4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。

(別紙)

技術提案の履行確認書

工事名	令和8年度 第高専6号 滋賀県立高等専門学校新築機械設備工事(第2工区)
受注者	〇〇建設株式会社
総合評価タイプ	特別簡易型 I 型A

総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	監理(主任)技術者

評価項目	技術提案内容			履行確認の概要						各【対策】の履行状況		技術提案履行率(%)※	技術提案加算点※
	● 着目点	具体的な【対策】	履行確認方法	着手前	施工中			完了時	(算出式等)	(%)	1	3	

※1 技術提案履行率(%)については、各【対策】の履行状況(%)として算出する。

※2 本表における「技術提案加算点」欄については、公表している加算点を記入する。

(別紙)
技術提案の履行確認書

工事名	令和8年度 第高専6号 滋賀県立高等専門学校新築機械設備工事(第2工区)
受注者	〇〇建設株式会社
総合評価タイプ	特別簡易型 I 型A

記 載 例

総括監督員	主任監督員	監督員	現場代理人	監理(主任)技術者

評価項目	技 術 提 案 内 容			履 行 確 認 の 概 要					各【対策】の履行状況		技術提案履行率(%)※1	技術提案加算点※3	
	● 着 目 点	具体的な【対策】	履行確認方法	着手前	施 工 中			完了時	(算出式等)	(%)			
技能者の資格	登録機械土工基幹技能者	橋台の機械掘削作業において常駐し作業を行う	・報告書の提出 ・立会確認(3回)	12月15日 報告書	12月26日 立会確認	1月26日 立会確認	2月15日 立会確認					100%	1
県内企業の下請活用	県内企業の下請契約	一次下請負契約全額のうち 県内企業への下請総額80%以上	・施工体制台帳等の確認					2月15日 書類確認	県内下請総額〇〇円/ 一次下請総額〇〇円	100%		100%	2
現場見学会の開催	現場見学会の実施	〇〇中学校△年生口入を対象 アンケートの実施 〇〇での広報・PR活動を実施	・施工計画書の確認 ・資料の確認 ・実施状況の確認	12月15日 施工計画書	12月26日 資料確認	1月26日 実施確認	2月15日					100%	1
建設キャリアアップシステムの利用	建設キャリアアップシステムの利用	・事業者登録および技能者3名以上の登録 ・技能者3名以上の継続利用	・事業者・技能者登録の確認 ・利用状況の確認 (就業履歴等の提出)	12月15日 登録報告	12月26日 資料確認	1月26日 立会確認		3月15日 履行確認				100%	0.5

※1 技術提案履行率(%)については、各【対策】の履行状況(%)として算出する。
 ※2 本表における「技術提案加算点」欄については、公表している加算点を記入する。